

9月議会（平成16年第3回定例会）堀内英樹の一般質問会議録

平成16年9月13日質問

○議長（吉川米義） 次に、5番、堀内議員の一般質問を許します。

堀内議員。

（5番 堀内英樹 登壇）

○5番（堀内英樹） 5番、堀内英樹でございます。

私は、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

また、傍聴席の皆さん、ご協力よろしくお願ひします。

市町村合併が全国的に大きな山場に差しかかりました。8月末現在の総務省調べ、全国1,968市町村が603の合併協議会を設置しております。全国市町村の数は3,085ございますが、その64%が参加、こういう状況でございます。同時に、合併を問う住民投票もことしになって急増しております。私の調べでは、同じく条例を制定し合併の賛否や選択肢を問う住民投票が延べ206自治体で行われ、うち、「賛成」131、「反対」69、「開票条件が満たず不成立」6となっております。このほか、合併特例法に基づき合併協議会設置を問う住民投票が56自治体で行われ、うち、「設置」が26、「設置しない」が30、「ただし、別の枠組みで合併を進める」が20となっております。このように住民投票の結果から見る限り、民意は総じて合併推進が多数を占めていると申せましょう。

また、全国的な合併協議の広がりにあつて、市町村合併三法の改正がさきの通常国会で成立、5月26日に公布されております。こうした中で7町合併協議は、24協定項目のうち、議会の議員の定数及び任期の取り扱いを除き、第1段階の協議が終わりました。この後、各町での住民説明会や4町における住民投票が行われる運びとなります。

そこで、大きな項目の1として、その1、合併協議を進める7町のうち、住民投票の実施予定は4町です。議会制度との関連で異論もあります。実施に要する費用634万円が補正予算に計上されました。各町で対応が分かれる中、住民投票を選択されたことについて、杉田町長の見解をお伺ひしたい。

その2、合併を問う住民投票は上牧町にとって初めての試みです。その執行に当たっては、十分な住民説明会を行った上、住民投票についての行き届いた広報活動が不可欠であります。これらの取り組みについて方針をお聞きしたい。

その3、条例案では、町長は住民投票の結果を尊重するものとなっております。この対応について町長の基本的な所信をお聞きしたい。

大きな項目の2、介護保険制度の見直しと次期事業計画への取り組みについて。

その1、15年度介護保険事業の利用者数と給付額についてお聞きします。在宅介護サービス給付と施設介護サービス給付に区分し、12年度からの増加率についても説明されたい。

その2、12年度制度発足以来4年半にわたり、上牧町は保険者として事業の普及と推進に当たってこられました。その成果と問題点、また、制度や運営において改善すべき事項について、どのような総括を行っておられるのか。

その3、17年度には介護保険制度の見直しと第三次事業計画策定が行われます。また、介護予防や生きがい活動など、市町村が独自に行ってきた事業が介護保険事業と一元化され、市町村の役割と権限が強化されます。これら一連の高齢者福祉に今から用意周到な準備を重ね、将来に向けての一層積極的な取り組みを提案するものですが、所信をお聞きしたい。

大きな項目の3、より公正な選挙を実現させるために。

その1、7月の参院選挙に際し、県内2カ所の特別養護老人ホームで投票偽造が行われました。町内でも県指定不在者投票所が10施設あり、381人が投票されました。施設の不在者投票制度の密室性に問題があることを、昨年6月指摘いたしております。制度の改善に関し、選挙管理委員会の見解をお聞きしたい。

その2、同じく田原本町助役や京都府木津町長など、公職選挙法違反で立件されました。同法136条の2に規定する公務員の地位利用による選挙運動の禁止に違反したものであります。こうした地位利用が町内でも行われているおそれはないのかどうか。この機会に念のため町長と助役にお伺いしたい。

以上が私の質問項目です。

質問は一問一答でお願いし、再質問は自席で行わせていただきますが、よろしく願いいたします。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） それでは、最初のところから答弁よろしく願いします。町長、お願いします。

○議長（吉川米義） 杉田町長。

○町長（杉田重雄） 住民投票の執行についてでございますけれども、私の基本的な考え方でございます。もともと私、前町長時代に合併のアンケートをとられたことがあると思います。そのときに約60%か70%の賛成があったように記憶しております。それをもともと尊重したいと思っておったんですけれども、私が町長になりまして、いろいろな意見を聞いてまいりますと、やはり反対者もおるし、また賛成者のいろいろな方の意見を聞いております。そしたら、それにはやは

りこれは住民投票しかないなど。全住民とはいきませんが、18歳以上の方々の意見を聞いて、それから実施したいと。そういうことで、私、住民投票に踏み切ったということでございます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 先日9日の総務委員会でも、この問題質疑させていただきました。住民投票条例を提出されております。住民投票の実施ということに今町長から考えを述べていただいたわけですが、私も今回、住民投票というものをやろうというふうに決断されたことについては、高い評価を申し上げたいというふうに考えております。

本来、この合併問題でございますけれども、やはり高齢少子化時代に備えた上牧町の構造改革だというのが基本的に私の考えです。地方分権あるいは住民自治進んでおります。住民サービスを確保しつつ財政の健全化をどういうふうにするか、また、地域の将来構想をどう構築するか。まあ、合併問題というのはその手段の一つです。ということは、やはり住民の生活という観点から考えれば、与える影響というのは極めて大きい。つまり町政運営上の重要事項だという位置づけでいいと思います。そういう中での議会という間接民主主義の制度がありながら、住民と情報の共有を図りながら、直接住民の判断を問うというところに大きな意義があるだろうと。全くその点に関しては、町長のお考え、同感でございます。

それで、この執行について、先日9日、ちょうど総務委員会がございました。この条例が付託された総務委員会が行われた日でございますが、読売新聞の朝刊に、時期については可決されれば年明けに実施される見通しと、こういう記事が出たわけですが、この点は町長の周辺から出たんでしょうか、あるいは町の担当部門とかですね。おやっという感じで私もびっくりしたんですが、この点はどうなんですか。まず事実関係。あるいは新聞が勝手に書いたのか。各紙取り上げられましたけれども、年明けに実施というふうな見通しを書いたのは、この読売新聞だけだったように記憶しています。いかがでしょうか。

○議長（吉川米義） 杉田町長。

○町長（杉田重雄） あれは、いつか読売新聞が来て、僕が問われたことは事実です。僕自身は、説明会はことしじゅうにやる、それが終わってから住民投票をしたいということを申し上げました。別に来年実施とも、ことし実施とも言っておりません。あくまでも説明会が終わってから実施したいと、こういうことでございます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 私、先ほども壇上で申し上げましたが、やはり住民投票をやる前に十分な説

明会をやる。先ほど池田議員の質疑にもございました。ここが大事だと思います。ところが、この合併協議会から、今回、合併協議会だより特集号が出ております。これは先ほど企画創生部長からも説明があったところなんです、この中のスケジュールですね、20ページと21ページに、合併前後のスケジュール案というのが出ておまして、ここでも、7町住民説明会というのが9月中旬から11月末にまでなっておるんですね。この協議会だよりの特集号の原稿というのは、8月4日の合併協議会での、町長も出席しておられたと思います。私も出席させていただきましたが、その席で案として諮られたところございまして、住民説明会の時期というのは9月中旬以降、10月末までというのは、合併協議会としてのいわゆる公表、あるいは公式のスケジュールだというふうに、あるいは全体で合意されたスケジュールだというふうに考えております。つまり、11月末までに住民説明会は一応終了する。そして12月には協定書を調印するという流れが書かれておりますが、この点は町長、先ほどのお話と少しずれるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○町長（杉田重雄）　そう思いますけれども、あくまでも説明会を終わらなくてはできないわけですから。14カ所以上あるわけです。2カ月の間に14カ所、ちょっと私無理ではないかと思うんです。だから、12月にもちょっとかかるんじゃないかなと思ひまして、先ほど申し上げたとおりに、恐らく来年の早々になるんじゃないかというふうなことを申し上げました。

○議長（吉川米義）　堀内議員。

○5番（堀内英樹）　まだ来年早々かなという程度の話で、正式にまだ住民投票の時期を決められたわけじゃない。当然、条例案では町長が執行者でございます。ということは、条例が成立すれば、あとはどの時期にやるかというのは、これは町長の胸三寸、ここで決まるわけです。

ただ、町長、年明けという話、まだ割と軽くおっしゃったかなと、軽い気持ちでおっしゃったかなという印象でございますが、町長の任期、たしか3月22日、来年3月22日ですよ。そうしますと、町長選挙、大体2月下旬か3月初旬ぐらいに行われるんじゃないかなというふうに思います。そうしますと、町長選挙とこの住民投票が非常に接近しますと、住民投票の投票運動というのは、やっぱり一定の制約を受けるおそれがあるんです。この点は、町長、どういうふうに考えておられますか。

○議長（吉川米義）　杉田町長。

○町長（杉田重雄）　それはあくまでも別に考えておかんと。僕の選挙は僕の選挙と。住民投票は年齢的にも18歳以上ですし、一応外国人の方も投票してもらうわけですから、全然内容は違うわけですから、それはそれで十分区別されると思います。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） それでは、2番目の項目ですね。住民投票について、行き届いた広報活動が不可欠ではございませんかと、その取り組みについてお尋ねしております。次、よろしくお願ひします。

○議長（吉川米義） 企画創生部長。

○企画創生部長（岡山喜芳） 先ほどからおっしゃっていただいておりますように、全く初めての取り組みでございます。取り組みにつきましては、先ほど池田議員さんの中でも内容については説明をいたしましたけれども、広報関係について、やはり広報誌、また回覧等、無線等を十分活用した上で、これについてはやっていきたいというふうに思っております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 住民投票条例の中でも、合併問題について必要な情報の提供に努めなければならないと。提供に努めなければならないということで義務づけております。つまり、今度初めてでございますから、普通選挙との違いたくさんあるんですが、総務委員会でも質疑させていただきましたので、重複は避けさせていただきます。

問題は幾つかあるんですが、住民投票では、○の記号以外、つまり賛成か反対か、7町の合併。つまり6町との合併になっていますね、正式には。6町との合併に賛成か反対か、いずれか○をつけてくださいと。それ以外の記号があれば、これは無効ですよというふうになっております。こういうふうに記号で投票するというのは通常の選挙ではあり得ないわけで、名前を書くか政党名を書くか、このところが大きく違います。

それから、永住外国人の方とか18歳以上の話は、ちょっとここでは時間の関係でおかさせていただきます。総務委員会でやらさせていただきますので、おかさせていただきます。

投票時間が普通選挙と違って、投票所が午後6時まで、そして期日前投票が午後5時半までと、こういうふうになっております。

それからもう1つ、これも町長が新聞の中でコメントしておられますが、開票条件ですね。開票条件、50%以上。わかりやすく言いますと、50%以上が確保されないことには住民投票は不成立で、開票もしない。こういうところがございます。町長は、皆さん投票していただくように住民説明会でも呼びかけたい、こういうふうに町長の言葉として出ております。

これら一連の、3点ほど今申し上げました。このところをしっかりとやはり住民の皆さんに、先ほど方法については部長から説明ございましたが、このところをしっかりとやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉川米義） 企画創生部長。

○企画創生部長（岡山喜芳） 当然説明会の中でも、今おっしゃっていただきますことを十二分に説明をさせていただきたいと思います。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） その点、説明会だけじゃなくて、広報、またあらゆる機会をとらえて、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、質問項目その3の、町長は住民投票の結果、つまり多数の意思を尊重するものというふうに条例ではなっております。この対応について町長の基本的な考え、お聞かせください。

○議長（吉川米義） 杉田町長。

○町長（杉田重雄） それはあくまでも住民投票は50%以上がある。やっぱり賛成者が多ければ、当然私も賛成で、合併に向かって協議していきたいと、こう考えておりますので、基本的にはあくまでもそういう考え方です。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 条例で、住民投票、どこでもそうなんですけど、結果を履行する。つまり尊重するという形で、どちらかといえば、言葉としてはあいまいな表現ですよ。尊重だから、必ず守らなきゃいけないと、こういうことはない。ところが、これはいろいろと、ご案内のとおり、地方自治法上の問題とか、先ほどちょっと申し上げた議会制度との関連とか、国では住民投票法というのがまだ制定されておられません。私どもも住民投票については以前からいろんな機会に、住民投票法を早く制定すべきだという主張で申し上げてきたわけですけども、まだできておりません。そういう点から、結果尊重というのがぎりぎりの線かなというふうに思います。

先ほど申し上げた9日の読売の朝刊でも、いずれの結果でも尊重すると、こういうふうにおっしゃっています。当然50%以上になるように、しっかり呼びかけていただかないことにはいけません。先ほど、つまり640万ですか、634万2,000円だったと思いますが、経費がかかるだろうと。開票できなければこれはパーですから、むだ遣いだという批判も一方出てまいります。そういう点で、しかしそういう中で、僅差というのもあるんですよ。長野県の山ノ内町の例ここにございますけれども、賛成が4,350、反対4,364、賛否の差14票、この場合はノーですけど、ほかに無効票84あるんですよ。こういう非常にきわどいところというのは、町長、どうされますか。きわどいところ。1票差やったら。

○議長（吉川米義） 杉田町長。

○町長（杉田重雄） あくまでも投票ですから、普通選挙でも同じですから、これは勝った方が勝

ちですから。もし合併賛成の方が優位だったら、そのようにもっていきたいと考えております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 町長はこういうふうに明快に、いずれの結果でも尊重するというふうにおっしゃっていますから、そのところは、どういう結果になるか、これはやってみないとわからないんで、非常に判断難しい場面もあると思いますが、ルールだけはきっちりしておいた方がいいと思います。

それと、総務委員会で申し上げましたが、やはり結果が出れば出たで、後々いろんな形で尾を引く、あるいはまた引きずることのないようにしたいというふうにいるところなんです。

それじゃ、次の大きな項目の介護保険制度の見直しと次期事業計画の取り組みについてというところで、15年度の介護保険の主な居宅あるいは施設サービスの給付の資料を説明いただくようお願いいたしておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（吉川米義） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（永井憲一） それでは、回答いたします。

平成15年度の介護保険事業の利用者と給付額というお尋ね、またさらに平成12年度からの増加率なども聞かれておりますので、ちょっと数字細かく申し上げますけれども、12年度から15年度までを申し上げておきたいと思ひます。

それでは、居宅介護支援サービス給付費等ということで、合計金額から施設介護を除いたものすべてを一応まとめた数字ということでとりあえず申し上げます。平成12年度では、利用者数、いわゆる件数では3,765件ございました。その給付費につきましては、1,000円未満はちょっと四捨五入で申し上げます。1億1,039万3,000円余りでございました。それから13年度につきましては、利用者数が5,847件、給付費の金額が1億7,484万8,000円余りでございました。増加率につきましては58.39%の増加となっております。14年度の実績で申し上げますと、8,248件、給付費額が2億3,950万6,000円余り、増加率につきましては36.98%となっております。それから平成15年度の実績で申し上げますと、1万916件、給付費の金額で3億1,523万7,000円余り、増加率が31.62%の増加となっております。

それから、施設介護サービス給付費の方を申し上げます。平成12年度の実績で1,211件、これは1カ月当たりの利用者1件について1件とカウントしております。その給付費額が3億5,762万3,000円余り。それから平成13年度が、件数が1,333件、給付費の金額が3億9,350万351万円余り、増加率が10%余りの伸びとなっております。次に、平成14年度が1,378件に対しまして、給付費が4億720万6,000円余り、増加率が3%となっております。それから平成15年度の実績といた

しまして、件数が1,456件、給付費の金額が4億1,972万5,000円余り、伸び率が3%余りの増となっております。

以上がお尋ねの件でございます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 細かい数字でございましたので、ちょっと書き漏らしたところもあるんですが、また後ほど教えてください。要は、やはり全体に介護保険の事業というのは給付額、それから利用者とも膨れ上がってきていると。これは非常に制度として定着してきたということも言えますし、それだけまた高齢化も進み、そして利用者もふえてきたということだろうと思います。

私もこちらの方でいろんなデータを見てみたんですが、65歳以上の第1号被保険者ですね、この12年から16年4月、ことしの4月末まで4年間でどれくらいふえたか。つまり、2,165万人から2,465万人と14%ふえているんですね。要介護認定、つまり介護認定を受けられた方が、4年前は218万であったものが387万、実に77%ふえているんです。当然この中で一番問題になるのは、介護保険の利用者ももちろん先ほどお話しのようにふえました。ふえましたが、大体倍増しております、4年間で。ところが、一番問題なのは、この居宅サービスが非常に大きく膨らんでいる。つまり居宅サービスだけ言いますと、97万人から224万人、130%増。つまり倍以上になっている。施設サービスは50%以内ぐらいの増加でございますから、やはり居宅サービスの利用者はうんとふえてきたと。それも介護度の低いところで伸びてきた。つまり要支援とか介護度1。ここをこれからどうするか。しかも、こういうふうに関護保険の事業が膨らんできたにもかかわらず、在宅重視の介護とか自立支援に果たしてつながったのかどうか、この辺が非常に疑問点も出てきた。ここについては、部長、どのように把握、分析しておられますか。いかがですか。

○議長（吉川米義） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（永井憲一） 上牧町におきましても、居宅介護支援サービスの受給者数、こば物すごく大変伸びております。平成12年度末で1,380名おられたその受給者数が、平成15年度末では3,697名というふうに、2.5倍ぐらいですかね、これ、物すごい伸びとなっております。

それから、今お尋ねのありました要支援、例えば要介護1、これらの問題等も指摘されておりますが、現在、この辺はもちろん国の方においても物すごく力を今入れてきているわけでございます。上牧町におきましては、平成16年度で介護予防、それから地域支え合い事業として、国が取り組んでおりますいわゆる補助事業ですね、これらも町といたしましてできるだけ積極的に取り入れて、現在取り組んでいるところでございます。いわゆる要支援から要介護1、それからさらに重くならないように、ここに物すごく力を注いでいかなければならないと。国の方において

も物すごくここに力を入れているわけでございます。町といたしましても、その趣旨に沿って、現在その事業に取り組んでいるところでございます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 永井部長も大変気が早いので、私の通告書のその2まで言ってしまいました。ちょっとやりにくいんですけど、まあ、合わせていきます。

先ほど私、この制度の成果とか問題点、改善すべき事項、通告しているんですが、もうその答え出たわけです。問題は、私、介護保険事業をずっと見ていまして、私自身の母親も脳梗塞で今、要介護度4ですか、実家の方でおりますが、この制度、利用者本位の制度に必ずしもなっていない。つまり介護者の方々、要介護者の方々のためにですね。むしろ家族とか利用者の都合で利用されている面、多々ある。それから、こういうふうにして先ほどもちょっと触れましたが、介護の社会化として非常に定着してきた。それは大いに結構です。世論調査を見ましても、当初は介護保険に懐疑的な世論が、今は6割ぐらいは介護保険できてよかったというふうに変わってきた。利用者もふえてきた。

ところが問題は、このあと、そういうふうにご利用者本位であるかどうかというあたりと、それからもう1つは、財政的に非常に厳しくなってきた。今度も補正予算組まれましたね、わずかですけど。財政的にも維持しつつ、継続可能な制度にどういうふうにするか。こここのところが一番大きなテーマだろうというふうに考えておりますが、部長、どのように考えておられますか。

○議長（吉川米義） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（永井憲一） これから間もなくいわゆる超高齢化社会を迎える今、その入り口に来ているわけでございますね。どういうことかといいますと、昭和22年に生まれた、いわゆる戦後にベビーブームのときに生まれた人たちが、いわゆるそういう大きな団塊の世代の人たちがやがて60歳に到達する。それから、そういう人たちがまた、あと七、八年のうちには65歳以上のいわゆる介護保険の1号保険者に到達していくということで、まさにこれから、今までどの世界でも経験されたことのないようなことが日本で起ころうとしているわけでございます、おっしゃりましたように。その問題に対して、国または地方公共団体がその財源を賄っていくことができるのかどうかという、その辺は物すごい心配があると思います。これは一市町村、一上牧町で言える段階ではないと思いますか、国のレベルでその辺、いわゆる介護保険、介護保険のみならず社会保障関係、医療、それから年金もございすね。それらを含めた社会保障関係き財源をどういうふう確保されていくのか。これからこれは国がどのように考えていかれるのか、ぜひこれは注目していかなくちゃならないと思います。おっしゃっておりますように、財政がもつのかどうか、

これは大変心配なところだと思います。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 大変よく勉強しておられて、ぜひそういう思いが実現されるように頑張ってもらいたいと思うんです。

それから、もうちょっと言います。介護予防とか、それから痴呆ケア、それから在宅介護をどういうふうにするのか。ここのところも非常に大事だろうと思うんですね。介護予防の話、既に取り組んできているということなんですが、この痴呆、痴呆と今言っただけでいいんですかね、呼び名の見直しが始まりましたね。何とか言っていましたね。難しい言い方です。認知障害とか、6例ほど厚生労働省が提示して、近く国民の意見を求めるということらしいんですが、これはおくとして、介護予防と痴呆ケア、在宅介護、これをどう充実させるかというあたり、ここも大きな要素だろうと思うんですが、いかがですか。

○議長（吉川米義） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（永井憲一） 私、先ほどもちょっと回答の中で触れさせていただきましたように、いわゆる要支援、要介護1、これぐらいから2以上になりますと相当重度になっていきますので、いかにそれを予防するか、これに今、国は物すごく力を入れてきているわけでございます。それから、たくさんのいわゆるメニューを用意されております。上牧町といたしましても、ぜひそういう積極的な国が進めている事業に取り組んでいきたいと現在考えて、今取り組んでいる事業等を申し上げればいいんですけど、たくさんの事業がございますので、国が進めているいわゆる介護予防、それから地域支え合い事業、町としても積極的に取り組んでいるということで申し上げておきたいと思っております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） それじゃ、最後の、今から用意周到な準備を重ね、これから将来に向けて一層積極的な取り組みということを書かさせていただきました。ここの取り組みはどうされますか。いかがですか。

○議長（吉川米義） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（永井憲一） その辺、これは国におきましては、いわゆる超高齢社会に突入するということは以前からわかっていたことですので、国の方では本当に用意周到過ぎるほどの事業計画を今まで立ててこられております。ちょっとその経過を申し上げておきたいと思っておりますが、昭和57年度に既にいわゆる超高齢社会をこれから迎えるということで、昭和57年度からこの老人保健事業が取り組みが行われたところでございます。まず昭和58年度からは、高齢者の

医療費に着目して老人保健特別会計が設けられました。これ、老人医療制度が実施されました。

○5番（堀内英樹） 部長、ちょっと整理して言ってくれませんか。

○住民福祉部長（永井憲一） そうですか。だから経過だけ、ちょっとポイントとなるところだけ申し上げておきたいと思います。

それから、医療の見直しもその時点から行われ、昭和57年度から第1次老人保健事業、いわゆる国の計画、それが現在は第4次の計画に至っております。平成12年度から平成16年度まで、この第4次の計画に今現在、最終年度を迎えているところにあるわけでございます。ということで、国の方はいかに用意周到にこの事業計画を進めておられるかということをお願いしたいわけでございます。

それから、平成14年8月には健康増進法という法律もつくられました。これは健康づくりのための方針として、それぞれの基盤整備、情報提供の推進、それから生涯を通じた保健事業の一体的な推進など、こういう3つの柱を掲げられて事業が進められております。また、この健康増進法に基づきまして、国では健康日本21、これらも作成されております。それから、健康日本21の地方自治体が作成するのが健康上牧21にも当たっているわけでございます。いわゆるこれらの事業計画もいろいろな事業計画を進められて、ほんまに国の方ではこれほど用意周到に進められているのかと思うほど進められているわけでございます。町といたしましても、これらの国の事業計画に基づいて取り組んでいきたいというふうに考えているわけでございます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 詳細に細かく言っていたんですが、やはり利用者の多様な要望、これは本当に多様な要望、たくさんあります。それをどういうふうにつかむかということが大事。アンケート調査とか意見公募、それから苦情相談、これを積み上げてほしい。それから、住民参加による計画づくりとか、地域ぐるみの日常的な取り組み、これも課題になると思います。時間の関係で指摘だけ申し上げます。

それでは、大きな項目の3、より公正な選挙を実現させるためにというところでございますが、まず、施設の不在者投票で投票偽造が行われた。この点、先ほど壇上でも申し上げました、密室性に問題があるんじゃないかなと。選挙管理委員会としてのこの制度の改善に関してどのように考えておられるのか。局長にお越しいただいていますので、お願いします。

○議長（吉川米義） 行政委員会事務局長。

○行政委員会事務局長（高木雄一） こういうことが生じたということにつきましては、大変私どもも残念には思っております。ここにも質問書の方にも書いていただいておりますように、昨年

の6月にも質問の折には答弁をいたしましたように、各施設の指定並びに指導等につきましては、県の選挙管理委員会の方が行っておるわけでございますが、こういう事柄が生じたということで、我々市町村の選管職員は、こういう施設における不在者投票というものには直接携わってはおりませんが、この不正があったとすれば、我々の開票を行うとき、開票結果に少なからずの影響を及ぼすんじゃないかと、このように思いますので、この制度がこういう不信感を持たれることのないように管理、執行されるよう考えていただくように望むところでございます。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） この話は今回に始まったわけじゃなくて、前から言われています。県の指定不在者投票所というのは217カ所ございます。ここにリストございますが、217。そのうち町内10カ所、これだけでも異常に多い。中でも高齢者福祉施設、132カ所あるんです、県内で。そのうち町内に7カ所、これまた際立って多い。入所者も大勢です。規模皆大きい、上牧町は。そこで、施設入所ですから、当然プライバシーの保護を考えなきゃいけません。だからといってこういうことが行われたんじゃ困る。だから、投票の密室性、このところをどういうふうにメスを入れるか。これしかないんです。私は、選挙制度の法改正を早くやる。そして運用の改善も図る。これしかないと思いますが、どうですか。いかがですか。

○議長（吉川米義） 行政委員会事務局長。

○行政委員会事務局長（高木雄一） 私もそういうふうには考えております。そういうふうには不信感を持たれることがないように、一日も早く総務省の選挙部の方でお考えをいただいて、改正できるものであれば改正していただければ結構かと思っております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 今回、先ほど壇上で381人が投票されたと言いましたが、実は今回の選挙から、参院選挙から期日前投票というのがあって、むしろ減っているんですね。従来の不在者投票としては、逆に少なくなっている。そういうことも含めて、ぜひ、今局長から答弁のあったように、選挙管理委員会としても、これは専門分野ですから、最大限の努力はしていただきたい。我々もまた、いろいろな機会にこの問題は取り上げていきたいというふうに考えております。

それでは、大きな項目の2に参ります。

通告書をもう一度読まさせていただきますが、同じく田原本町、同じくということは参院選のごとでございます。7月の参院選です。田原本町助役や京都府木津町長などが公職選挙法違反で立件された。公職選挙法136条の2に規定する公務員の地位利用による選挙運動の禁止に違反したものである。こうした地位利用が町内でも行われているおそれはないのかどうか。この機会に、念

のため町長と助役にお伺いしたい。町長、助役、よろしく申し上げます。

○議長（吉川米義） 杉田町長。

○町長（杉田重雄） そんなことは一切ございません。僕はそういうことは嫌いです。

○議長（吉川米義） 青木助役。

○助役（青木初代） ございません。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 町長、助役から一切ないと。町長はそんなことは嫌いだと、助役も一切ございませんと、こういう話なんです、ちょっと具体的な例を申し上げます。

7月11日投票の参議院選挙ですね。参議院議員選挙、これも選挙運動期間中だったと思いますが、ある候補者の個人演説会ございました。町長は個人演説会の会場で、〇〇候補は上牧町にとってなくてはならないといった趣旨の応援演説をなさったと思います。それから助役は、個人演説会の参加をかなり主導して呼びかけられたんじゃないかなというふうに思います。町の指名業者さん、それから各種団体の関係団体の役員さん、それから町の幹部職員の顔も多数見えました。いずれも、この行為自体は選挙運動の類似行為に当たるというものであります。ただし、その解釈、規定が厳密でございまして、単に町長が応援された、それから助役が参加を呼びかけられたということだけでは、これはどこまでいったって個人の立場だといってしまえば、それは違法とは言えない。これは私も承知しています。ここに地方選挙の手引とかいろいろございまして、それから実例集、判例実例集にもそういうふうにかかれております。

ところが、地位の利用をもって行われたとすれば、つまり町長とか助役とかいう、地位の非常に大きな権限を持っておられるわけです。庁内では町長は最大の権限を持つ、それに次ぐ権限というのは助役が持つておられる。地位の利用をもって行われたとすれば、これは違反を疑われても仕方ない。このところは、町長、どのように考えておられますか。

○議長（吉川米義） 杉田町長。

○町長（杉田重雄） どっちにいたしましても、僕自身はそういう地位利用とかそんなことは一切してないつもりでございまして、あくまでも応援は応援として、やはり町として一応応援やってくれと言われたら素直にやっておると。そういうことでございまして、あくまでもそれは、投票せいとか、するとか、そういうのは問題はないわけですから、それで私はいんじゃないかと思います。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） まあ、応援演説頼むでと言われたら、町長としては応援演説するのはある意

味では以前だと、こういうお話でございますが、ところが、町長、聞く聴衆からしたら、やっぱり上牧町の町長が〇〇候補を応援している、その応援演説だと。あくまでも杉田重雄個人じゃなくて、杉田重雄さん個人じゃなくて、上牧町町長杉田重雄として、重雄さんとして応援演説しているというふうにかとらないんですよ。町長は、それは軽い気持ち、それはだれでも頼まれたら行くでというぐらいの割り切りかもしれませんが、そうはいかない、聞く方からしたら。

そこで、地位を利用してという点なんですけど、もう少し時間があるようですので、この地位を利用してというあたり、ちょっと確認さしてください。ここにも書かれておりますが、地位利用してという定義ですが、公務員としての地位、つまり公務員、特別公務員であろうが一般の公務員であろうが、我々も一緒です。公務員としての地位にあるがために、特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力または便益を利用する意味があると。それから職務上の地位と、つまり職務上の地位を使って選挙運動等の行為を結びついている場合、こういうふうの規定されています。ちょっとわかりにくいんですが、つまり一定の権限を持っている町長、あるいはまた一定の権限を持っておられる助役、その内容というのはどういうことかといえば、これも書いてあります。地位利用に該当すると認められる事例として挙がっております。補助金・交付金の交付、各種団体に町から出ております。それから契約の締結、業者さんと請負契約をやる。それから外郭団体、これも補助金出ていたり、それから関係する団体がたくさんあります。請負業者さん、それから関係団体らに対して、その権限に基づく影響力を利用する場合、これが地位の利用と言われております。それから、組織内といいますか、町、いうたら町役場という組織の中で、職務上指揮命令権、当然町長には指揮命令権あります。それから、人事権もあります、予算権もあります。予算提出権、執行権に基づく――助役もそれに準じた立場におられます――影響力を行使して、投票を結果的に勧誘する場合、これは地位利用に当たるというふうの規定されておりますが、この点は、当然、町長、助役、もうこんなこと言わなくてもわかつとるわいというふうにお考えなのかどうか。いかがでございますか。

○議長（吉川米義） 青木助役。

○助役（青木初代） 今おっしゃいました件につきましては、選挙に直接関与するというこの場合は、紛らわしいというふうに表示しましょうか、その場合は別ですけども、町長なり、演説会で上牧町長杉田重雄と名乗っても、対象として社会的地位の名称を使用することがあっても、地位利用にはならないというふうにも書かれております。その辺の見解の相違かとは思いますが、誤解のないように行動するというのはやはり基本かというふうに考えております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 今助役の方から事例、確かにその事例載っています。判例実例集、私も読みました。そのとおりです。しかし、誤解のないように、誤解ということは、やっぱり一般の選挙民から見て、聴衆から見て、町長として、上牧町町長として、あるいは上牧町助役としていろいろと参加を呼びかけられる、こういうふうにはやっぱりとります、どうしても。

そこで最後に、これは念のためでございますけれども、公職選挙法とか判例、解釈実例に照らして、厳密な検証をいま一度やっぱりやっていただきたい。どこかの、田原本町、名前挙げたら怒られますけど、新聞に載りましたから言います。それから田原本町の助役、隣の京都府木津町の町長、逮捕された。公職選挙法のつまり、何条でしたか、先ほど申し上げました。逮捕された。地位利用、136条の2ですね。公務員の地位利用の選挙運動の禁止に違反して逮捕された。こんなことは僕は上牧町からは起こってほしくない。そんな思いです。むしろそれよりも、今、住民のこれからの将来生活、あるいはまた財政の話もそうです。合併の問題も先ほどからとうとうと申し上げましたように、非常に大事な時期に来ております。だから、上牧町からはそんな事例は絶対出てほしくない、そんな思いです。ですから、町長、助役、ひとつぜひいま一度きちっと検証していただきたい。それをお願いしたいんですが、町長、助役、いかがでございますか。

○議長（吉川米義） 杉田町長。

○町長（杉田重雄） 私も子どもじゃございませんので、十分わかっているつもりでございます。絶対そういうことはいたしませんから。

○議長（吉川米義） 青木助役。

○助役（青木初代） 心したいと考えております。

○議長（吉川米義） 堀内議員。

○5番（堀内英樹） 町長は十分わかっているとおっしゃいました。助役も心したいというふうに答弁いただきました。ぜひこういうことが上牧町から起こることのないようにしたい、ぜひしていただきたいというふうにお願ひします。

それからまた、私どもも同様でございます。それから住民の皆さん、有権者の皆さんも、こういう選挙違反があるんだと、あるいはまた非常に微妙な問題でございますからということも十分認識していただいて、より公正な選挙が、これは民主主義の根幹でございますから、実現されるように私は本当に願うものです。そういう立場からこの問題を提起させていただいて、若干時間残しておりますが、ちょうど12時前になっておりますので、私の一般質問をこれをもって終わらせていただきます。

大変ご協力ありがとうございました。

○議長（吉川米義） 以上で、5番、堀内議員の一般質問を終わります。

以上